

平成24年第6回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成24年5月22日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成24年5月22日	開会 1時30分 閉会 2時48分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊藤 恒子 委員長職務 代理者 鮎川志津子 委 員 高木 裕	委 員 宮本 誠 教 育 長 津幡 道夫	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 尾上 明彦 生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 井上 基志 庶務課長 関 次郎 学務課長 前島 賢 学務課長補佐 河田 京子 指導室長 河合 雅彦 指導室長補佐 神田 恭司	指導主事 平田 勇治 国体推進担当課長 尾崎 充男 図書館長 田中 肇 公民館長 大関 勝広	
調 製	佐藤 菜穂子		
傍聴者人数	0名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 2 3 号	教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命について
第 3	議案第 2 4 号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第 4	議案第 2 5 号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第 5	報 告 事 項	1 中学校合唱鑑賞教室について 2 海の移動教室について 3 竜巻注意報への対応について 4 その他 5 今後の日程

伊藤委員長 皆様、こんにちは。ご苦労さまである。
ただいまから平成24年第6回小金井市教育委員会定例会を開会する。
日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、宮本委員と鮎川委員にお願い申し上げます。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長 次に、日程第2、議案第23号、教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命についてを議題とする。
提案理由について、ご説明をお願いします。

津幡教育長 提案理由についてご説明する。
教育委員会事業場安全衛生委員会において、小金井市職員安全衛生管理規則第21条第4号に基づく総括安全衛生管理者等の指定する安全管理者が、平成24年4月1日付け人事異動により欠員となったため、新たに委員を任命する必要があることから、本案を提出するものである。
細部については担当から説明をするので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 細部についてご説明する。
教育委員会事業場安全衛生委員会については、教育委員会において働く職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法の規定に基づいて規定された小金井市職員安全衛生管理規則第19条から第28条までの規定において設置及び運営体制等の取り扱いについて定められているところである。
平成24年4月1日付けの人事異動に伴い、小金井市職員安全衛生管理規則第21条第4号の規定に基づく総括安全衛生管理者等の指定する安全管理者が欠員となったため、本案を提出するものである。
新たに任命する委員は、指導室長の河合雅彦さんである。委員の

任期は平成24年5月22日から平成25年11月18日までとなっている。

細部の説明については以上である。よろしく願います。

伊藤委員長

ありがとう。

何かご質問、ご意見等、あるか。よろしいか。

それでは質疑を終了させていただく。

お諮りする。

議案第23号、教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命については原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することと決定する。

次に、日程第3、議案第24号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼についてを議題とする。

提案理由をお願い申し上げます。

津幡教育長

提案理由についてご説明する。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

前島学務課長

細部についてご説明申し上げます。

外国人住民が新たに住民基本台帳法適用となり、外国人登録法が廃止されるための整備となっている。

ただし、現行の外国人登録原票では、短期滞在など、90日以内の滞在であっても外国人登録を行うことができたが、新制度においては、3月以下の在留期間が決定された方、短期滞在の在留資格が決定された方は住民基本台帳に記録されないということから、従来、保護者補助金の補助対象としている短期滞在の外国人の方もその

まま対象としたく、補助対象者の範囲が変わらないように現行制度の維持をする改正という形となっている。

それでは、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思う。

第2条第6号になる。右側の現行条例のほうでは、外国人登録法に規定する外国人登録原票、関連部分が載っているが、それを削除し、左の改正条例のほうでは、外国人登録法の短期滞在者と同じ出入国管理及び難民認定法第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者という規定を加えさせていただいて現行制度を維持するような規定の整備をさせていただく。

また、第2条の2及び第5条では、住民基本台帳への記録という形となるので、外国人登録法の登録という用語が不要となるので、それに関して整備をしているものとなっている。

また、付則、施行期日であるが、外国人住民の住民基本台帳制度が施行される7月9日を施行日とする。

また、付則では、平成24年4月1日から施行日前に外国人登録原票に登録していた方についても補助対象とする経過措置を設けている形である。

雑駁であるが、説明は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

説明があったが、何かご質問あるか。

鮎川委員長
職務代理者

質問ではなくて、お願いである。小金井市には外国人の方が多くいらっしゃると思うので、私立幼稚園の経営者の方などがこの変更点をよくご存じないと漏れてしまう方が出てしまうかもしれない。そのあたりのフォローをお願いしたい。

私も海外に住んでいたとき、法律の言葉が難しくて、外国人にとって法律の改正により手続をしたほうがよいのか、しなくてもよいものなのかも大変わかりにくかった経験がある。少数であるからこそわかりにくいところ、よろしく願います。

前島学務課長

幼稚園を通して申請をいただく形になっているので、幼稚園のほうにも、今までと制度的には変わらないような変更であるが、改めて周知させていただきたいと思う。

鮎川委員長
職務代理者

よろしく願います。

伊藤委員長

ありがとう。

小学校の場合は、小金井市では外国人に対してかなり詳しい学校の様子とか状況を説明した案内文書は、何か国語もそろっているが、こちらにも補いがあると、外国からの転入にあたって小金井に行きたいなと思わせる街になるのかなと思う。というのは、そういう整備が整っているという区市には、問い合わせがたくさんあることを経験したので、だれにも優しい親切な街というのも大切なことかと感じている。

それでは、お諮りする。

議案第24号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼については原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することと決定する。

次に、日程第4、議案第25号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由について、ご説明をお願いします。

津幡教育長

提案理由についてご説明する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当からご説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

前島学務課長

細部についてご説明申し上げます。

議案第25号資料、新旧対照表をごらん願う。

第5条の表があるが、第2子以降の欄の中の(2)のイについて

は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正され、平成24年4月1日施行されたことにより、同法の第3条の2項の規定、幼保連携施設の認定にかかる規定の部分であるが、改正により第3項に規定された。その用語の整備をさせていただいている。

また、改正前に、同法同条第3項の規定、こちらは施設の認定の公示に関する規定の部分であるが、法の改正により第5項に規定されたという形の利用形態別の整備を行っている。

また、次のページにいくと、(4)がある。こちらは児童デイサービスや障害種別ごとに分かれた施設体系があったものが、児童福祉法の改正によって児童福祉法に動いて一元化され、通所などの利用形態別に名称が変わっている。その関係で用語を整備させていただいているところである。

また、備考については、従来、障害種別の通所施設をおのおのうたっていたが、(4)において、新しい規則を見ていただくと、児童発達支援、医療型児童発達支援という、通所型のサービスに一元されたという形になるので、おのおの施設の説明が不要となるので、備考については削除という形にさせていただいている。

こちらの施行期日については、公布の日から施行するという形である。

なお、経過措置で、平成24年度、既に決定した者はいないが、この規則施行後の決定の分について、こちらの規則を適用するという形の経過措置を設けさせていただいている。施行日前に決定というものがなかったので、何ら影響はないという形となっている。

雑駁であるが、説明は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

質問はあるか。よろしいか。

それでは、お諮りする。

議案第25号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することと決定する。
次に、日程第5、報告事項を議題とする。
順次担当からご説明をお願いします。
まず、報告事項1、中学校合唱鑑賞教室について、お願いします。

平田指導主事 中学校合唱鑑賞教室についてご報告する。
本年度は5月11日金曜日、午後2時から3時30分まで、武蔵野市民文化会館大ホールで合唱鑑賞教室が開催された。この合唱鑑賞教室には中学校2年の生徒733名が集まり、瀧廉太郎作曲の「花」、朝鮮民謡の「アリラン」や、オペラミュージカルの名曲「カルメン」より、合唱を鑑賞することができた。
また、「夢の世界を」という曲の全員合唱では、二期会合唱団が客席通路、2階席通路まで並び、生徒とともに合唱した。中学生らしいすがすがしい伸びのある歌声がホールに響いた。
鑑賞中の生徒は鑑賞態度もよく、合唱団の歌声に聞き入る様子であった。
今回の中学校合唱鑑賞教室は、二期会合唱団の合唱を聞くという貴重な経験を通して、プロオペラ歌手へのあこがれや、音楽を愛する心情や豊かな情操をはぐくむことができたと考える。また、鑑賞態度や公共の場でのマナーについても指導が行き届いていた。
私からの報告は以上である。

伊藤委員長 よろしいか。市民ホールでできるとよろしかった。ありがとう。
報告事項2、海の移動教室について、お願いします。

神田指導
室長補佐 海の移動教室についてご報告する。
平成24年度の海の移動教室であるが、5月14日に出発した東小学校を皮切りに、6月11日、最後に出発をする第四小学校まで、市内すべての小学校で実施してまいる。東小、前原小が無事終了し、現在、本町小学校が海の移動教室を実施している、本日は2日目である。
今回の再開については、平成23年10月に教育委員会事務局が実施した実地踏査の結果や、勝浦市役所、千葉県立海の博物館との防災、安全対策についての情報交換を経て、平成23年12月2日付け、事務連絡、海の移動教室の再開についての通知を各学校に通

知し、再開したものである。

本年度に入ってから、再度4月26、27日に現地、鶴原へ行き、安全の確認をしてまいった。

各校の現地における安全対策については、平成24年4月に海の移動教室運営委員会が各校児童の活動場所や避難場所、避難経路について安全対策の確認を再度行った。今回再開された海の移動教室では、一人一人の児童が現地の自然観察や、まち見学を通して、学習内容への興味関心を高め、理解を深めてほしいと考えている。さらに2泊3日の集団生活の中で規律や協力、奉仕の精神を学んでほしいと考えている。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問、あるか。

質問よろしいか。今、2校が終わり、3校目を実施しているということで、3校実施であるが、移動教室であるので全員参加が前提だと思うが、ご家庭のご事情、ご心配の様子から欠席する、不参加というようなことはあったのか、なかったのか。

神田指導
室長補佐

現在のところ、いない。体調不良で欠席というのは聞いている。

伊藤委員長

体調はいつものことである。

大変緻密な安全への対策がなされた結果だろうと思う。ありがとう。

他にあるか。いいか。

では、次に移る。報告事項3、竜巻注意報への対応について、お願いします。

関庶務課長

まず、庶務課から口頭にて報告させていただく。

先般、竜巻によって茨城、栃木地方で甚大なる被害が出た。このことは日本での竜巻被害の恐ろしさ、甚大さを改めて我々知ったことだと思う。5月10日に東京都の竜巻注意報が発令された。それを受けて、庶務課施設係では、施設面での安全体制ということで、各学校に注意喚起文書を出している。何かあったら施設係まで連絡

をということで文書を流した。従来は、台風等、警報が発令された場合は、このような対応をとらせていただいたが、やはり竜巻というものがどこで発生するかわからないということもあったので、このような対応をさせていただいた。幸いなことに、施設面で、竜巻はなかったのも特に被害の報告はなかったということである。

庶務課からは以上である。

引き続き、指導室のほうで報告させていただく。

神田指導
室長補佐

平成24年5月10日13時42分に気象庁から東京都竜巻注意報第1号が発表された。内容は、東京地方では竜巻発生のおそれがあり、竜巻は積乱雲に伴って発生する。雷や風が急変するなど、積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物なりに移動するなど、安全確保に努めてほしいとのことであった。

指導室では、前日の平成24年5月9日付け事務連絡にて各学校に、児童・生徒、教職員等の安全確保の徹底について通知を送付し、注意喚起をし、児童・生徒、教職員等の安全確保への対応についてお願いをしたところである。

落雷や竜巻等の激しい突風、急な強い雨のおそれがあるため、野外活動には十分注意をすること。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には建物内に移動するなど、安全確保に努めること。急な降ひょう等のおそれがあるため、今後発表される注意報、竜巻注意報、気象情報等に十分留意し、建物内に移動し、窓に近づかないなど安全確保に努めること。また、施設の管理にも十分注意をし、事前に対策をとること。登下校中の急な気象状況の変化にも対応できるよう、児童・生徒には自分の命は自分で守ることを徹底し、身の守り方や、落ち着いて行動する避難行動について発達段階に応じて適切に指導すること。指導に当たっては、東京都教育委員会の安全教育プログラム、平成24年3月等を活用すること。次の雷と突風及び降ひょうに関する東京都気象情報等の情報に十分留意し、教職員の退勤時間等の安全確保に努めることを依頼した。

また、東京都竜巻注意報第1号の発表を受けて、ファクシミリと電話で各小・中学校へ東京都竜巻注意報が発表されたこと及び詳しくは気象庁のホームページ等で確認をしていただくこと、さらに前日の、先ほどご説明をした通知の内容を参考にして、児童・生徒、教職員等の安全確保への対応についてお願いをした。

当日は幸いにも大きな被害等はなかった。
報告は以上である。

伊藤委員長 丁寧なご対応、大変だったと思うが、ありがとう。
何かあるか。

鮎川委員長 2つ質問してよいか。
職務代理者 1つ目であるが、学校では、今、注意報や警報が、朝何時に出たら、本日は休校などの決まりがあると思うが、竜巻に関してもほかの注意報や警報と同じような扱いに今後なるのか。

関庶務課長 今、学校防災計画を配らせていただいている。その中で、暴風警報、警報でも、大雨洪水ではなく、暴風警報が発令された場合は、7時の段階で発令されたら休校という形の対応をさせていただいている。
竜巻というのが、あくまでも注意報なので、学校の対応としては、竜巻注意報が出たら休校とか、そういう対応は今とはとっていない。

河合指導室長 補足させていただく。
今、庶務課長から説明があったが、防災計画のそういったことを定めながら、学校の安全確保に取り組んでいるところである。竜巻については、先般、ああいう大きな事故が、予想もしないようなことが起きた。であるので、この内容についても、少しずつ、やはり東京でも3.11のような地震があったり、また、急な竜巻のような事故が起きているから、子どもの安全を第一に考え、少しずつそういった体制も考えていけたらと思っているところである。
以上である。

鮎川委員長 ありがとう。
職務代理者 素人なので気象のことはよくわからないが、竜巻はとても怖いと思うので、よろしく願います。
質問が長くて申しわけない。2点目であるが、学校などの施設では、耐震工事も完了していると思うが、竜巻で危なそうな施設というのではないのか。質問が漠然としていて、すまない。

関庶務課長 耐震は20年度で完成しているが、その他、地震以外の、学校側から指摘があれば特に修繕するという形ではしている。

河合指導室長 安全かどうかというのはある面難しいところだと思っている。今回の竜巻を見ても、直撃されたところは相当な被害を受けている。耐震工事については、学校は安全だと思っているが、こういった竜巻等が急に来た場合の体制については、先ほど触れたように、これから考えていかなくてはいけないところかと思う。ただ、私たちとしては、ああいったことが起きるときは、例えば窓から離れるとか、安全な場所に避難するとか、そういった教育も踏まえて指導しながら対策等を考えていけたらと思っている。
以上である。

鮎川委員長 ありがとう。
職務代理者 小学校などでは防災マップをPTAの皆様がつくっていらして、通学路の中で地震で危ないブロックなどをチェックしていらっしゃる。竜巻の被害の後、保護者がこのトタンは危ないのではないかとかをチェックしていらっしゃるそうだが、実際、学校の中は大丈夫なのかしらというようなご心配の声を二、三伺った。そこで、先の質問をさせていただいた。

伊藤委員長 ありがとう。
何が安全で何が危険か予想ができない、何が起こっても不思議でないような天変地異があるので、確実な安全はないかもしれないが、できるだけ安全かもしれないというところに、みんなの知恵を出し合っていきたいと思う。その意味では、それをご指導くださる指導室、施設担当のほうも大変だと思うが、よろしく願います。
よろしいか。
それでは、その他に移らせていただく。
学校教育部から、ほかに報告事項等、あるか。

尾上学校 特にない。
教育部長

伊藤委員長 生涯学習部からは。

井上生涯
学習課長

過日、金田選手のオリンピック出場壮行会があり、この委員さんの中にも出席された方もいらっしゃると思うが、ご報告させていただく。

金田選手の壮行会が5月16日水曜日、13時30分から小金井市交流センター小ホールで、第1部が式典、第2部が懇親会という形式で行われた。参加者の詳細については、まだ正式には把握できていないが、受付に記載された人数でいうと、第1部については102人、第2部が75人ということである。実際にはもう少し多かったかなと思っている。第1部については、来賓からの激励のあいさつから始まり、選手紹介では、小・中学校の同級生の選手紹介があり、小学校時代からのやんちゃなエピソード等の紹介があり、金田選手も楽しそうにしている、笑顔も見られた。また、校長会からも9人の校長先生が出席されて、出身小・中学校の二小と一中であるが、在校生の方から寄せ書きが送られたということである。

それから、第2部については、オリンピックの出場を決めた映像を見たり、小学校時代に所属していた野球チームの児童の方11人のエールを受けて、金田選手も楽しそうにしていた。金田選手が帰るときに見送った方に聞いたところ、本人はとても喜んでたと、にこにこして帰っていったということであった。

また、別件であるが、金田選手を応援するために、市として、5月10日の木曜日に交流センターの北側に懸垂幕を設置している。それから、第二庁舎の玄関においても、手づくりのポスターとか写真等を張ったパネルを設置して応援しているところである。

以上で報告を終わる。

伊藤委員長

ほかにないか。

もしよろしければ、私からよいか。

今後の日程の前に、昨日、9月9日に行われる科学の祭典の運営委員会があった。平田指導主事をご出席くださっていたが、今年も中学生の作品を応募するが、夏休み中につくった自由研究を指導室のほうでお手伝いくださり、会場に運んでくださったりということである。審査に当たられる農工大学の先生から、毎年子どもたちの作品の基準が上がっていて大変頼もしい限りであるという話があった。ぜひ今年も、どのように学校が呼びかけて、子どもたちがそれに参加しようとするのかわからないが、僕も私も何かをやっ

てみようというような働きかけを校長会を通じてなり、理科の授業を通じてなりしていただきたい。今年は科学のイベントというのか、昨日の日食に始まり、6月には金星が太陽を横切ったり、その他もろもろあるようなので、ぜひそういう気を高めていただくような働きがあったらいいのかと思っている。大変熱心に会議が進められて、小金井の特色として定着していくといいのかと思っている。

以上、昨日参加させていただいたこと、ご報告させていただいた。では、今後の日程についてお願いします。

倉澤庶務係長 教育委員会の今後の日程について報告する。

東京都市町村教育委員会連合会第56回定期総会が5月24日木曜日、午後2時から東京自治会館4階講堂でとり行われる。全委員の出席をお願いします。東京都市町村女性教育委員研修会が6月26日火曜日、大変失礼した。時間については午前10時からである。加筆をお願いします。場所は武蔵野市立武蔵野プレイスでとり行われる。伊藤委員長、鮎川委員の出席をお願いします。第7回教育委員会定例会が7月10日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いします。第8回教育委員会定例会が8月14日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いします。第9回教育委員会定例会が8月28日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いします。

報告は以上である。

伊藤委員長 以上で報告事項はすべて終わったが、よろしいか。

では、本日の日程はすべて終了させていただく。

これをもって平成24年第6回教育委員会定例会を閉会する。ありがとう。

閉会 午後2時48分